

## 食品安全委員会（第688回会合）議事概要

日 時:平成30年3月13日(火) 14:00~14:28

場 所:食品安全委員会大会議室

出席者:佐藤委員長ほか 名出席

傍聴者:報道 5名、行政機関 4名、一般 1名

### 議事概要

- (1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて
- ・食品衛生法(昭和22年法律第233号)第11条第1項の規定に基づき定められた食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)のカカオ豆の検体の改定

→厚生労働省から説明。

本件について、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当することが確認された。

- (2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
- ・農薬 1品目  
シクロピリモレート
  - ・農薬及び動物用医薬品 2品目  
[1] イソプロチオラン [2] シペルメトリン

→厚生労働省から説明。

農薬「シクロピリモレート」について、農薬専門調査会において調査審議することとなった。

農薬及び動物用医薬品「イソプロチオラン」について、農薬専門調査会に調査審議させることとし、動物用医薬品専門調査会において調査審議を行うかどうかは農薬専門調査会における審議結果を踏まえ検討することとなった。

農薬及び動物用医薬品「シペルメトリン」について、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないことから、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改定することとなった。

- ・遺伝子組換え食品等 2品目  
[1] JPBL002株を利用して生産されたプルラナーゼ

→厚生労働省から説明。

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会で審議することとなった。

**[2] 除草剤グリホサート及び4-ヒドロキシフェニルピルビン酸  
ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤耐性ワタGHB811**

→厚生労働省及び農林水産省から説明。

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会で審議することとなった。